

衆議院財務金融委員会ニュース

【第 213 回国会】令和 6 年 4 月 3 日（水）、第 13 回の委員会が開かれました。

- 1 国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第 5 号）
- ・鈴木財務大臣、高村外務大臣政務官、三浦厚生労働大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行い、質疑を終局しました。
 - ・田村貴昭君（共産）が討論を行いました。
 - ・採決を行った結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。
（賛成－自民、立憲、維教、公明、吉田豊史君 反対－共産）
 - ・塚田一郎君外 3 名（自民、立憲、維教、公明）から提出された附帯決議案について、櫻井周君（立憲）から趣旨説明を聴取しました。
 - ・採決を行った結果、全会一致をもってこれを付することに決しました。
（賛成－自民、立憲、維教、公明、共産、吉田豊史君）
（質疑者）中西健治君（自民）、稲津久君（公明）、馬場雄基君（立憲）、櫻井周君（立憲）、藤巻健太君（維教）、田村貴昭君（共産）

（質疑者及び主な質疑事項）

中西健治君（自民）

- (1) 国際通貨基金（IMF）への資金拠出
- ア 昨今のグローバルな構造的課題に直面する国際情勢下において IMF に資金拠出することの意義
 - イ 国際機関への主要な出資国として、IMF 及び世界銀行の活動状況や財務の健全性についてのモニタリングの実施状況やその評価についての確認
 - ウ IMF における各国の投票権の基礎となる出資割合の調整を伴わない比例増資という合意に至るまでの議論の中で我が国が果たした役割
- (2) 金融リテラシーの向上
- ア 令和 6 年 1 月から始まった新 N I S A の口座数の順調な伸びに見られるように、国民の投資に対する関心が高まる中で金融教育が重要と考えるが、同年 4 月中に金融経済教育推進機構が設立されることも踏まえて、今後の金融教育の方針についての政府の認識
 - イ 我が国において資格や検定が好まれる傾向を踏まえ、個人の金融リテラシーに係る検定制度を設けることで正しい知識の普及に利するとの意見に対する政府の見解

稲津久君（公明）

- (1) IMF がこれまで果たしてきた役割及び複雑化する国際金融市場の中で今後求められる役割についての大臣の所見
- (2) IMF が 13 年ぶりに加盟国全体の出資総額の増額を決定した背景及び出資割合の見直しについて現行割合が維持された理由に対する政府の見解
- (3) 今後のクォータ（IMF への出資額等の総称）一般見直しにおける政府の基本的な対応方針について大臣の見解
- (4) IMF などの国際機関における日本人職員比率の増加に向けた取組について政府の見解

馬場雄基君（立憲）

- (1) IMFの最高意思決定機関である総務会における我が国のメンバーについて、総務を財務大臣、総務代理を日本銀行総裁とする戦略的な理由
- (2) IMFの「2024年対日4条協議終了にあたっての職員の声明[1]」（2024（令和6）年2月8日）
 - ア 同声明に対する我が国政府としての声明や公式見解の発出の有無
 - イ IMFとしての最終的な報告書が公表される前に我が国政府の考えを確実に説明すべきとの意見に対する大臣の認識
 - ウ 同声明を見る限り、結果としてIMF側に我が国政府の立場や考えが伝わっていないか、あるいは伝えた内容が的外れだったのではないかと指摘に対する大臣の見解
- (3) 政府における「賃上げ」の定義についての検討の進捗状況
- (4) IMFの特別引出権（SDR）の構成比率の状況
 - ア 特別引出権（SDR）の構成比率において、日本円の割合が著しく低下し、人民元の割合が激増してきた傾向がある中、このような国際通貨のバランスの変化に対する評価についての大臣の所見
 - イ 今後も国際通貨システムにおける人民元の役割が拡大することで、中国に対する我が国の国際経済上の関わり方や外交方針に大きな影響を与え、外交戦略を見直す必要が生じるとの考えについての政府の見解
- (5) 我が国の出資割合に比してIMFに勤務する日本人職員比率が低い現状について
 - ア 過去の麻生財務大臣答弁（平成31年3月13日衆議院財務金融委員会）においても、当該比率が低い理由として学位が不足している問題や就労希望者の有無について言及していたとおり、この現状は我が国側に原因があるのではないかと指摘に対する政府の認識
 - イ 国際秩序の急激な変化が到来している危機感をもって、国益のためにも国際機関に出向する日本人職員の増加に向けた体制整備を喫緊の課題として取り組むべきとの意見に対する大臣の見解

櫻井周君（立憲）

- (1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者相談支援事業への消費税課税
 - ア 障害者相談支援事業を同法に基づくその他の相談支援事業と同様に社会福祉事業に位置付け、消費税を非課税とすべきとの提案に対する政府の見解
 - イ 上記アの提案に対する大臣の所見
- (2) 消費税のインボイス制度の導入による納税事務負担が大きいことに鑑み同制度を廃止すべきとの提案に対する大臣の所見
- (3) 国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案（IMF加盟措置法改正案）
 - ア 世界の開発金融におけるインフラ投資の資金ニーズとそれに対する供給状況
 - イ 借り手である途上国の案件実施能力の状況及びそれを踏まえた日本の支援の在り方
 - ウ 日本がG7議長国として主導した融資額の調査において、債権国側の申告額が債務国側の申告額を上回っていた問題
 - a 現在の突合状況
 - b 申告した債権国に中国及びインドが含まれているか否かの確認
 - エ 支援を受けた途上国の事業実施における環境社会配慮
 - a 十分な配慮がなされていることの確認の可否
 - b 世界銀行のセーフガード政策のような実効的なフォローアップの方策の必要性
 - c 中国政府及びアジアインフラ投資銀行による上記bの方策についての制度整備及び実効性の状況

- オ スリランカの債務再編における債権者の公平性の確保のための仕組みの有無及び最終合意の日程の見通し
- カ 今後の出資割合の調整に関し、経済規模を考慮するだけでなくこれまでの貢献についても反映させる必要性
- キ IMFの日本人職員間のネットワーク構築に向けた取組状況

藤巻健太君（維教）

(1) IMF加盟措置法改正案

- ア IMFに対する我が国の出資割合は約6.5%で加盟国中第2位である現状に対する大臣の見解
- イ 我が国の出資割合の今後の増減の方向性についての大臣の認識
- ウ 我が国の財政状況が厳しい中でIMFに対する出資額を約3兆円も増額することの妥当性
- エ 今後円安が更に進んだ場合、外貨建ての拠出額が同一とすれば、円建ての拠出額を増加させる必要があるが、現在の各国国際金融機関への資金拠出割合を維持するの可否かについての大臣の見解
- オ 本法律案可決後に急速に円安が進んだ場合に出資上限の円換算で9兆円の金額が変わってしまうことについての大臣の見解
- カ IMFの理事選出に要する得票率4.2%を維持できる出資割合であれば一定の発言力を保てるのではないかと指摘に対する大臣の見解
- キ IMFの意思決定に当たり加盟国各国の政治的思惑は排除できているか否かの確認
- ク IMFの財務状況
- ケ IMFにおける日本人職員の割合が低い現状に対する政府の認識及び日本人職員数を増やしていく方策
- コ IMFの役割に係る過去の事例及び今後の在り方についての政府の見解
- サ 他の国際金融機関に対する出資割合と比較して国際開発協会（IDA）への出資割合が突出している理由及びIDAの果たすべき役割
- シ 我が国の各国国際金融機関に対する資金拠出金額の総額及び今後の方向性

(2) 確定申告

- ア 令和5年分確定申告における所得税の申告状況
- イ 税制度により手取り金額の逆転現象が起きることへの疑問に対する大臣の見解
- ウ 令和7年1月から申告書等の控えへの収受日付印の押捺を行わないこととされた理由及び納税者から求めがあった場合には押捺を行う必要性
- エ e-Taxによる申告及び書面による申告それぞれの割合並びにe-Taxを今後より広めていくための方策

田村貴昭君（共産）

(1) IMF加盟措置法改正案

- ア 第16次クォーター一般見直しにおいて、各加盟国の出資割合は維持しつつ50%増資が決定した理由
- イ IMFが借入国に対する融資の条件に緊縮財政や社会保障政策の削減等を求めることに対する批判が出ていることについての政府の評価
- ウ 債務国の国民生活に重大な影響を及ぼす緊縮財政を強いるような条件付融資の見直しを求めていく必要性

(2) 所得税等の定額減税と低所得者支援

- ア ひとり親で子2人（小学生）の世帯で定額減税の対象となる親の令和6年分の収入金額

- イ 上記アの世帯において親の収入が少ない方が定額減税と給付金との合計金額が少なくなるケースがあることの確認
- ウ 内閣府「日本経済レポート（2023年度）」における預金残高別の超過貯蓄の分析の内容
- エ 政府の対策では低所得者世帯への支援が少なく、格差と貧困が拡大するとの指摘に対する大臣の見解